

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

| 事案 | 処分内容 | 被処分者 | 概 要 | 処分根拠 |
|-----|----------------------|-----------------------|--|---|
| (1) | 免職 | 市立小学校 教諭 (48 歳) | 被処分者は、令和 5 年 9 月 21 日（木）午後 11 時頃、堺市中区内の民家敷地内にのぞき・盗撮を目的に侵入したものとして、令和 6 年 1 月 18 日（木）、大阪府中堺警察署において通常逮捕された。 | 地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当 |
| (2) | 減給 10 分の 1 3 月 | 市立小学校 教諭 (24 歳) | 被処分者は、令和 6 年 1 月、研修に参加するとして学校を離れたが、実際には帰宅していたにもかかわらず、翌日、研修に参加したとして、虚偽の出張申請を行った。 また、病気休暇中であったにもかかわらず、主治医や管理職に相談することなく 1 週間の海外旅行等をした。 | 地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当 |

※事案 (2) の被処分者は、処分日付けで依願退職した。

2 処分日

令和 6 年 3 月 8 日

| | |
|--------|--|
| 問い合わせ先 | 担当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890 |
|--------|--|